

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1023号
令和元年11月29日

株式会社シンビジャパン
代表取締役 沈 載哲 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ロロチェンジ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月4日から令和元年5月17日までの間、「韓国女子会セレクトショップ」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社シンビジャパン（以下「シンビジャパン」という。）は、東京都墨田区本所四丁目13番4号に本店を置き、化粧品の製造、輸入販売業等を営む事業者である。
- (2) シンビジャパンは、通信販売の方法により又は他の小売業者等を通じて本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) シンビジャパンは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア シンビジャパンは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月4日から令和元年5月17日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、シンビジャパンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、シンビジャパンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ シンビジャパンは、前記アの表示について、自社ウェブサイトにおいて、遅くとも平成31年4月4日から令和元年5月17日までの間、「※個人差あり」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、シンビジャパンが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知っ

た日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・「密着シートがお腹まわりをシェイプ!」と記載し、本件商品を腹部に貼り付けた細身の人物の写真と共に、「貼るだけカンタン!薄いから目立たない 就寝時や、服の下に着用ながらダイエット」と記載
- ・「気になるおなか・わき腹に 短期集中ダイエットパッチ ロロチェンジ」
- ・「お尻や太ももなどウエスト以外にも!! セルライトやむくみを改善して美しいボディをキープ!!」及び「BEFORE AFTER」と記載し、人物の臀部の比較写真を掲載
- ・「ロロパッチのセルライトの管理」、「『セルライトとは?凝縮されて硬い脂肪の塊』」及び「現代の不規則な食習慣のために容易に生成されるセルライト!特に露出度の高い暑い季節 滑らかな表面とは正反対のごつごつした太ももや二の腕サロにより多くの女性が苦しんでいます。」と記載し、人物の臀部の比較写真と共に、「同じ体重 セルライトの管理前・後の姿」及び「上記の実験は、減量をしたものではなく、セルライトだけ管理しています。でこぼこした肌がまとめているだけでも、見た目は完全に異なる場合があります。」と記載
- ・「8週間の両方大腿部の部位を使用」及び「使用前 使用後」と記載し、人物の大腿部の比較写真と共に、「A志願者■■■様 対象者の太ももの周囲の減少はもちろん セルライトのために堅い皮膚表面が多く なめらかになるのを確認することができます。」と記載
- ・「使用前 使用後」と記載し、人物の大腿部の比較写真と共に、「B志願者■■■様 セルライトの異常凝集のためにまるで肌が陥没したように発達 8週間の使用で陥没した皮膚が緩和されたことを確認しました。」と記載
- ・「8週間の両方ふくらはぎ部位に使用」及び「使用前 使用後」と記載し、人物の腓腹部の比較写真と共に、「B志願者■■■様 8週間のロロパッチふくらはぎ用に使用。ふくらはぎ部位周囲の減少を確認することができました。」と記載
- ・「使用前 使用後」と記載し、人物の腓腹部の比較写真と共に、「D志願者■■■様 下半身の浮腫で普段の不快感を訴えていただいた応募者様 8週間の使用の結果、腫れ緩和効果にふくらはぎのラインが生きてたことを確認することができました。」と記載
- ・「使い方と成分作用原理」と記載し、本件商品を腹部に貼り付けた人物のイメージ画像と共に、「へその位置に合わせてパッチを中央から付着させます。」及び「手のひら面にパッチ接着面全体をまんべんなく押して密着させます。」と記載し、人物の腹部の側面の内部のイメージ画像と共に、「製品の理解を助けるために製作した立体映像です。」と記載し、本件商品を貼り付けた皮膚の内部のイメージの比較画像と共に、「パッチが付着されてパッチの様々な成分が皮膚の下の脂肪層に作用し『温熱効果』と加えて、『むくみ緩和』『セルライトの減少』が徐々に出てきます。 温熱効果は体質ごとに外部の温度や体調に応じて表示されます。」及び「パッチを付けると人体の温度に応じてパッチの成分が人体に作用しているということをリアルタイムで知ることができます。」と記載し、本件商品を腹部に貼り付けた人物の比較イメージ画像を掲載

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1024号
令和元年11月29日

株式会社ユニッシュ
代表取締役 中西 博文 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「カーブシート」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年9月19日までの間、「カーブシート」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ユニッシュ（以下「ユニッシュ」という。）は、大阪市中央区道修町二丁目2番11号に本店を置き、化粧品の開発、販売業等を営む事業者である。
- (2) ユニッシュは、通信販売の方法により又は他の小売業者等を通じて本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) ユニッシュは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ユニッシュは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年9月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に貼付するだけで、当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ユニッシュに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ユニッシュは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ユニッシュが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・「夢のダイエットシートは運動・食事制限なし！貼るだけで痩せるってどういうこと？」及び「ついに『夢』のようなダイエットアイテムが開発されました！！辛いことは何もせずに、ただ気になる部位に一定時間貼って寝るだけ。たったそれだけで痩身効果を得られる夢のダイエットシート、その名も『カーブシート』」
- ・「脂肪分解注射の主成分が貼るだけで経皮吸収！？」及び「カーブシートは、美容クリニックで行われる医療行為、脂肪分解注射（メソセラピー）の主成分である“ホスファチジルコリン”と、脂肪燃焼促進成分“L-カルニチン”を主要成分として含有させた湿布状のボディシートです。痩せたい部位に貼るとシートに含まれた主要成分が、皮膚表面から徐々に経皮吸収され肌の内部に浸透。密封することで、主要成分がより通りやすくなり角質層内にまで拡散される仕組み。さらに主要成分は、毛包・汗腺を經由し毛細血管へと移行し、脂肪の分解と消費を促進する、というわけ。」
- ・「被験者の90%以上がサイズダウンという驚異の結果」と記載し、人物の腹部の比較写真と共に、「驚くべきはその効果。一般被験者を対象にした試験では、35日（5週間）という短期間ながらも被験者の90%以上に、部分的な脂肪減少効果が得られたという。お風呂あがり、気になる身体の部位（腹部やウエスト、二の腕、太ももなど）に貼付。使用方法は、1日おきに気になる部位に貼付。1回の貼付時間は7～8時間を目安に。就寝時が特にオススメ！！ダイエットが続かない言い訳はもう無くなりそう…」と記載
- ・人物の腹部の比較写真と共に、「へそ周り - 7.8cm」、「腹部皮下脂肪 - 6.7cm²」及び「腹部CT断層画像測定 ■部分が減少」と記載し、人物の腹部のCT断面図を掲載

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1025号
令和元年11月29日

株式会社 t a t t v a
代表取締役 高瀬 大輔 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「スリムデトパッチ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1)ア 貴社は、本件商品の取引に関し貴社が行った後記(ア)の表示は後記(イ)のとおりである旨を確認するとともに、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、後記(ア)の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(ア) 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年5月20日までの間、「スリムデトパッチ」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品をへそに貼付するだけで、短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示

(イ) 前記(ア)の表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであった。

イ 貴社は、本件商品の取引に関し貴社が行った後記(ア)の表示は後記(イ)のとおりであり、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、景品表示法に違反するものであることから、この表示は、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を確認するとともに、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、後記(ア)及び(イ)の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (ア) 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年5月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「5袋+1袋プレゼント（72日分） 通常価格99,000円→特別価格19,800円」、「3個セット（36日分） 通常価格59,400円→特別価格11,880円」及び「単品購入（12日分） 通常価格19,800円→特別価格3,960円」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、貴社において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示
- (イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、貴社が任意に設定したものであって、貴社において本件商品について販売された実績のないものであった。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
- ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)ア(ア)の表示と同様の表示をしてはならない。
- イ 前記(1)イ(ア)及び(イ)の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社 t a t t v a（以下「t a t t v a」という。）は、東京都品川区西五反田三丁目11番6号に本店を置き、化粧品等の通信販売業等を営む事業者である。
- (2) t a t t v a は、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) t a t t v a は、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) t a t t v a は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成31年4月3日から令和元年5月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて
- ア(ア) 別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品へそに貼付するだけで、短期間で著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、t a t t v a に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、t a t t v a は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- イ(ア) 「5袋+1袋プレゼント（72日分） 通常価格99,000円→特別価格1

9,800円」、「3個セット(36日分) 通常価格59,400円→特別価格11,880円」及び「単品購入(12日分) 通常価格19,800円→特別価格3,960円」と表示(別添写し)することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、t a t t v aにおいて本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、t a t t v aが任意に設定したものであって、t a t t v aにおいて本件商品について販売された実績のないものであった。

(5) t a t t v aは、令和元年9月27日、前記(4)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨及び前記(4)イの表示は、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であった旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば

(1) t a t t v aが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。

(2) t a t t v aは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。

(3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、

処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・本件商品及び本件商品を腹部に貼り付けた細身の人物の写真と共に、「この一枚があなたの身体を変える！！ただ特殊D I E Tパッチをへそに貼るだけでくびれが出現！！」と記載
- ・「痩身成分が濃縮されたシートが肌に密着するから 24時間ずーっと燃焼！！貼った瞬間からドクドクギョングョウ身体中を駆け巡り 全身燃焼モードに！！」
- ・体験談として、「3週間使用」及び「太ももに隙間ができた！！ ■■■■■様（27歳）
使用してびっくりしたのが、へそからじわ〜と効いている感じがして3日目から脚が軽くなってきたこと。3週間目には脚がすっきりして、隙間空き過ぎですw早すぎない？？って信じられませんでした。本当にこれは貼るだけで脂肪が溶けるんですね。」と記載
- ・体験談として、「2週間使用」及び「顔の大きさが変わりました！ ■■■■■様（24歳）
これは本当にすごいです！顔についての脂肪も溶かしてくれるんです。使用して2週間で『顔、小さくなった？』と聞かれる程に。」と記載
- ・「スリムデトパッチの使い方はとっても簡単です」、「STEP1 スリムデトパッチを袋から取り出して、台紙を剥がします。」、「STEP2 おへそに合わせて貼ります。」、「STEP3 剥がれにくいようには周りもしっかりと貼ります。これでダイエット開始です。」、「これだけでOK！」及び「成分が浸透 つぼを刺激 磁気力で 1日中ダイエット！！」と記載し、細身の人物が身体サイズよりもはるかに大きいサイズのズボンを履いている写真を掲載